



らち 拉致問題の早期解決に向けて

拉致問題は国民的課題です。10月14日（土）に米子コンベンションセンターにて「拉致問題の早期解決を願う国民のつどいin米子」を開催しました。（写真中央は拉致被害者の松本京子さんの兄 松本 孟さん）

北朝鮮による拉致事件から40年が経ちました	P.2~4
カラーユニバーサルデザインについて考えよう	P.5
あいサポート条例が制定されました	P.6~7
鳥取中部地震から1年～災害から考える人権問題～	P.8~9
県民企画「鳥取らくだカンファレンス1st」	P.10
読者のページ	P.11
人権トピックス	P.12

※SPコード

SPコードとは文字情報をコード化したもの。読み取り装置によって文字情報を音声で読み上げられます。



松本京子さん拉致から40年 私たちの願い…一刻も早い救出を！

「編み物教室に行く」と家を出たきり帰ってこなかった松本京子さん（当時29歳）。彼女が1975（昭和52）年に北朝鮮当局に拉致されてから40年が経ちました。鳥取県では松本さんのほか、3名の「特定失踪者（拉致の可能性が指摘されている方）」及び1名の「拉致の可能性が排除できない事案に係る方」の被害もあるなか、その誰一人の帰国も実現していません。御家族の中にはわが子の帰りを待ちわびながら亡くなられたかたもおられます。一刻も早い帰国を願い、現在も被害者家族は解決を訴え続けています。

妹 松本京子さんの帰国を願い、各地で講演を行っている 松本 孟さん

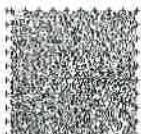
平成21年から鳥取県は、拉致被害者の松本京子さんの兄、孟さんとともに県内の小学校や中学校を回り、拉致問題についての勉強を行う「人権学習会」を開いています。今年10月15日で拉致被害者の蓮池 薫さんたち5名の拉致被害者が帰国してから15年が経ちましたが、現在の中学生3年生の子たちが生まれた頃の出来事となります。孟さんは全ての人に拉致問題について知ってもらい、考えてもらえるよう、全国各地で講演を行っています。

そんな中、孟さんにとってうれしい出来事がありました。大山町立中山小学校では全学年の児童が1年間で学んだことを様々な形で発表する「学習発表会」が行われます。孟さんの講演を聞いた6年生のみなさんは、孟さんに事件当時の様子や思いを聞き取り、脚本に込め、劇というかたちで発表しました。そして平成28年11月5日の発表会には孟さんも出席され、「自分の話したことがしっかりと伝わっていて、素直な気持ちで演じてもらい、ありがとうございました。」とコメントされ、「妹が帰ってくるか分からぬが、帰る日のために、決して諦めず頑張っていただきたい。」と思いを口にしました。



中山小学校人権劇の様子

平成28年11月5日、松本 孟さんの人権学習会で学んだことを、大山町立中山小学校の6年生のみなさんが人権劇にして発表しました。



北朝鮮当局による拉致問題とは

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で姿を消しましたが、これらの事件の多くには、北朝鮮当局による拉致の疑いが持たれています。日本政府は、17名を拉致被害者として認定していますが、この他にも拉致を否定しきれないケースがあります。2002年9月に北朝鮮が日本人拉致を初めて認め、同年10月に5名の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ北朝鮮から安否に関する納得のいく説明はありません。

(注) 北朝鮮のごく一部の指導者が、工作員の身分偽装や教育係としての利用のため強制的に連れ去ること。

鳥取県の拉致被害者

The map shows the outline of Japan with specific locations marked in Tottori Prefecture. Red X marks indicate the locations where missing persons cases occurred.

矢倉 富康さん (当時36歳)
1988年8月2日失踪
一人で漁に出発して翌3日朝6時に帰港する予定だったが行方不明。海上保安庁と漁業組合が操業海域を捜索したが手がかりなし。

上田 英司さん (当時20歳)
1969年11月4日失踪
失踪当日「京都に行ってくる」と家主に言い残して東京都内の下宿を出て行ったまま行方不明。荷物は紙袋一つだった。

松本 京子さん (当時29歳)
1977年10月21日拉致
自宅近くの編み物教室に行くと夜8時頃家を出る。この夜、自宅から約200m離れたところで、松本さんと思われる女性と2人の男が話をしているのを近所の人が目撃。片方のサンダルを残したまま松本さんは姿を消した。

古都 瑞子さん (当時47歳)
1977年11月14日失踪
午後9時頃、旅館での仕事を終え一時帰宅。その後、普段着に着替え出かける。自宅には近く東京へ行く切符や、ハンドバッグ、現金、常に持ち歩いていたポケベルも置いたまま。

木町 勇人さん (当時20歳)
1975年8月25日失踪
京都府宇治市の下宿先を出て以降、行方不明。

「拉致問題の早期解決を願う 国民のつどいin米子」を開催しました。

拉致被害者の一刻も早い帰国を実現するため、10月14日（土）、米子コンベンションセンターで、早期解決を願う決起集会が開かれました。

◆私たちとは今何をすべきか

会場には約200人がつめかけ、拉致問題解決のための思いを共有しました。

2016年から就任されている加藤勝信拉致問題担当大臣も「あらゆる政策を駆使し、北朝鮮から具体的な行動を引き出していきたい。」と強い意志を示しました。

拉致被害者の松本京子さんの兄、**松本 孟**さんもご登壇され、「40年という長い年月が過ぎてしまった。この時間というのは返ってこない。しかし、私たち以上に苦しい思いをして助けを待っている妹たちを助けなければいけない。」とお話しされました。また、特定失踪者の上田英司さんの兄、**上田淳則**さんは「母も90歳を越えるようになったが、家族一丸となって弟の元気な姿を見たいと頑張っております。」と伝えられました。

講演では、特定失踪者問題調査会の荒木和博代表が「拉致被害者救出のために～今私たちは何をすべきか～」と題して話されました。拉致問題の現状と北朝鮮の情勢に触れられ、「日本は何をしてもおとなしい、いい国だと思われている。北朝鮮に対してもっと抵抗をし、日本に手を出してはいけないという意識を持たせることが重要である。そして被害者救出のためには、世論を高めること、口コミでもなんでも、拉致問題がどのような問題か広まっていくことで、政府への後押しができる。」と話されました。



国民のつどい後、報道陣からインタビューを受ける松本孟さん（左）と上田淳則さん（右）

12月10日～16日は 北朝鮮人権侵害問題啓発週間です

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から同月16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としています。

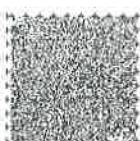
拉致問題は国民的課題であり、この課題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

12月13日（水）午後2時20分から
エフエム山陰「輝け未来」 松本孟さんへのインタビュー



問合せ先

県庁総務部人権局人権・同和対策課
TEL 0857-26-7590 FAX 0857-26-8138



カラーユニバーサルデザインについて考えよう

人によって色の見え方は違います。普段よく見る色の組合せが、実は人によっては区別がつきにくかったりします。鳥取県は、見分けやすい色の組合せを用いる「カラーユニバーサルデザイン（カラーUD）」を推奨しています。

◆見分けにくい色の組合せ

色の区別がつきにくい方を「色弱者」といいます。色弱にも種類があり、P型、T型、D型などがあります（一般の見え方はC型と言います）。

色弱者は、日本人の男性の20人に1人、女性の500人に1人、日本全体では約320万人いるといわれています。

右の図を見ると分かるように、赤と黒の組合せや、赤と緑の組合せでは、ほとんど同じ色に見える場合があります。

これを解決するには、オレンジと黒、青色と黄色の組合せにするなどの工夫が必要です。

（注）鳥取県では、「C型」を「一般色覚者」、「P型」「D型」「T型」等を「色弱者」という呼称を使用しています。



小学校UD体験教室開催！

夏休みに、小学生を対象にカラーUD体験教室を開きました。カラーUDの説明を聞いた後は、現在鳥取県内に100台以上が走っているUDタクシーの乗車体験などを交え、しっかり勉強しました。

その後は、実際にものづくりに挑戦。見分けのつきやすい色の組合せでウェルカムボードを作っています。「体験メガネ」で色弱の人がどのように見えるか確認しながら、色とりどりの作品をつくりました。

→ 最近よく見る
UDタクシー
てなんだろう。



← 体験メガネ
で色を確認。こ
の色の組合せ、
ちゃんと見える
かなあ。

カラーUD事例集

カラーUDの基礎知識や、わかりやすい色の組合せ、また県内施設でカラーUDを導入し、改善された例を紹介している「カラーユニバーサルデザイン改善事例」を発行しました。鳥取県人権局のホームページで閲覧できます。皆さんも普段見慣れているものにも、カラーUDが使われているかもしれません。



問合せ先

県庁総務部人権局人権・同和対策課
TEL 0857-26-7121 FAX 0857-26-8138



じょうれい せいいてい あいサポート条例が制定されました

障がい者が地域社会の中で自分らしく安心して生活できる暮らしやすい社会の実現を目指して、
「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（愛称：あいサポート条例）」を
制定しました。

◆あいサポート条例について

あいサポート条例は、障がい者が暮らしやすい社会づくりに向けた基本的な考え方を示しています。

1. あいサポート運動に参加しよう

あいサポート運動とは、様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人が困っているときには「ちょっとした手助け」をしようという取組です。

「あいサポートバッジ」を着けよう

あいサポート運動を実践する人を「あいサポート」と呼びます。研修を受け、「あいサポートバッジ」を着けて、障がいのある人が困っていたら、自分から声をかけましょう。



「ヘルプマーク」を見かけたら

「ヘルプマーク」とは、援助や配慮が必要であることを周囲に知らせるものです。身に着けている人が困っていたら、声をかけ、手助けをしましょう。



2. 障がい者差別をなくそう

障害者差別解消法(H28.4.1施行)では次のようなことが定められています

区分	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
国・県・市町村など	禁止	法的義務
民間事業者 (個人事業者やNPOなども含む)	禁止	努力義務

鳥取県は、「障がい者差別解消相談支援センター」を設置し、障がいを理由とする差別についての相談を受け付けています。

障がいを理由とする差別に関する相談窓口

東部	鳥取県総務部人権局(本庁舎5階)	TEL: 0857-26-7677
中部	鳥取県中部総合事務所地域振興局(1階)	TEL: 0858-23-3270
西部	鳥取県西部総合事務所地域振興局(1階)	TEL: 0859-31-9649

FAX: 0857-26-8138 電子メール:jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp

※ファクシミリは個人情報取扱の観点から、相談の申込みのみの受付となります

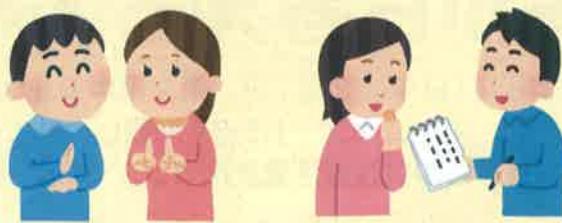
「不当な差別的取扱い」とは
障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、障がいのない人にはつけない条件をつけて差別すること。

「合理的配慮の提供」とは
障がいのある人から行政や事業者に対して、社会の中にあるパリア(障壁)を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、負担が重すぎない範囲で対応すること。



3. その人に合った方法でコミュニケーションをとろう

障がいの特性に応じた様々なコミュニケーション方法があることを知り、思いやりをもって会話をすることを心がけましょう。



4. 災害が起こったときは助け合おう

災害が起こったとき、障がいのある人の中には、誰かの助けがなければ安全に避難することができない人もいます。地域の中での助け合いが必要です。

1日頃の取組 支え愛の地域づくり

災害時に手助けを必要とする人がどこに住んでいるのか、避難所までの行き方などを確認しましょう。

2災害が起きたら 安全な避難支援と情報提供

速やかに障がい者の安全な避難所まで手助けし、必要な情報が伝わるように努めましょう。

3避難しているとき 避難所での安全・安心な生活

障がい者が避難所内をスムーズに移動できるようになり、適切な食事の提供など安全・安心な生活に配慮します。

4災害が起きた後 心のケアと生活相談

障がい者の心のケアや、生活に関する相談に応じ、不安を取り除くようサポートします。

5. 障がい者が自分らしく暮らせるように

障がいのある人が社会の中で生き生きと自分らしく暮らしていくためには、みんなの理解と支援が必要です。

例ええば…

福祉サービス



段差をなくすスロープ

医療支援



医療相談

スポーツの推進



車椅子バスケットボール体験教室

鳥取県のホームページでは、「あいサポート条例」の全文が閲覧できるほか、条例をわかりやすく説明したパンフレット・リーフレットを公開しています。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/267993.htm>



問い合わせ先

県庁障がい福祉課

TEL 0857-26-7675 FAX 0857-26-8136



中部地震から1年… 災害から考える人権問題

平成28年10月21日午後2時7分、鳥取県中部を大きな地震が襲いました。最大震度6弱、マグニチュード6.6を記録し、多くの方のくらしに影響しました。鳥取県が設置した震災復興活動支援センターの白鳥孝太さんにお話を伺いました。



鳥取県中部の現状と取り組むべきこと（平成29年10月17日時点でのお話を）

鳥取県中部地震の被災地では現在、屋根から「ブルーシート」を取り外せた住宅は8割に達していると言われ、家屋の修繕は進んでいると思います。しかし、修繕が進んでいない家屋もあり、そこで暮らす方々への支援は必要です。震災から1年を経た今こそ、被災された方々の状況を把握することが大切です。

被災者への復興支援については、県や市町村が様々な取り組みを行ってきましたが、行政が発信する文書や説明は、高齢者などにはわかりづらく、理解できた方とできない方の間で、支援を受けることへの大きな差が生まれてしまいます。例えば、行政から高齢者へ直接に発信するだけでなく、高齢者の暮らしの中で身近に活動されている方々（民生委員や自治会員、福祉職員やボランティアなど）を通して、ご説明を加えて頂くなどの工夫が必要なのだと思います。

災害が起きる前の日常での工夫も大切です。例えば、お子さんが独りの時に被災した場合、保護者以外で頼れる方がご近所に居られるかどうかはとても大切です。そのためにも、子育て世代の方々が、親子で地域の活動に参加しやすい「場づくり」を行って「顔のみえる関係」を普段から地域内に築くことが大切です。（震災復興活動支援センター 白鳥さん）



震災復興活動支援センターについて

鳥取県中部地震からの復興に向けた様々な活動を支援し、地域の元気づくり活動の強化を図り、震災前より元気な地域づくりを目指すことを目的に、「震災復興活動支援センター」を設置しました。

震災復興活動支援センターの取組

① 伴走支援

NPO等が主催する、地域を元気にする復興活動の事業計画や運営面、活動広報などの支援を行います。また、自治会等で行う防災活動における体制づくりのサポートなども行っています。

③ 地域コミュニティの維持・強化

地域コミュニティや絆を強化するイベント等の企画をサポートし、地域コミュニティの維持・強化を図ります。

④ 復興ボランティアネットワークの形成

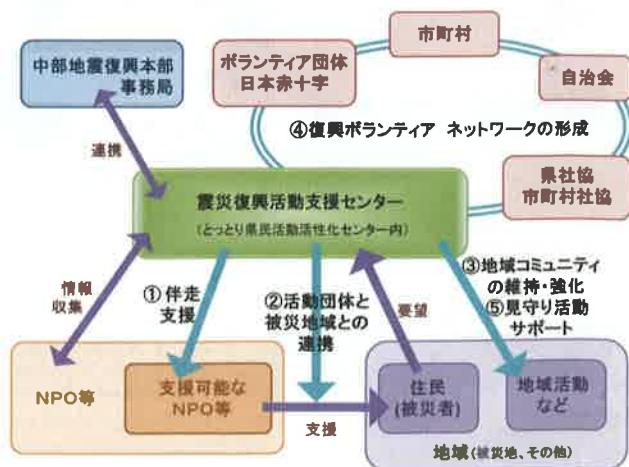
支援機関連絡会議の開催など、住民やNPO等のネットワーク形成に向けた取組を行います。

⑤ 見守り活動サポート

普段から地域の見守り活動を実施している団体等と一緒に、活動の手助けを行っています。

② 活動団体と被災地域との連携

復興支援活動を行う団体と被災地域との連携を取り、地域活動の調整を行います。



問合せ先

震災復興活動支援センター

（公益財団法人とっとり県民活動活性化センター内）

TEL 0858-24-6460 (代表) FAX 0858-24-6470

0858-26-2954 (直通) HP <http://tottori-katsu.net/>



災害が起きたときの様々な問題

災害、例えば地震が起きたときは、様々な問題が発生します。以下は東日本大震災の被災後に見られた問題です。

◆風評被害

根拠のない不確かな情報によって受ける被害を「風評被害」といいます。

東日本大震災では、「原発事故が起きたために、福島の人と関わると放射能がうつる」「放射能汚染されているかもしれないから農作物は買わない、使わない」また、「被災者は支援金で生活している。あの人もそうに違いない」などと噂が流れ、分断が起こったり、排除されたりするという状況があります。

風評被害は災害に限ったことではありません。私たちの周りには多くの情報が飛び交っていますが、すべて正しい情報とは限りません。

たとえ、正しい情報であっても人を排除することはあってはならないことです。



◆要配慮者への不十分な支援

災害が起きると、支援や配慮の不十分さが顕在化してきます。例えば避難所が、トイレや通路の幅など車いす利用者に対応したつくりになっていたいなかったり、授乳がしにくかったり、女性の着替え場所がないなどこれらは、災害によって急に起きた困りごとではなく、普段の生活の中で不自由さや不便さを感じていることがそのまま表れてきています。

災害が起きてからではなく、どこにどのような人がどのような状況で生活しているのかを確認してみましょう。また、見た目にはわからない不自由さを抱えていらっしゃるかたがたがいます。「困るよ」「助けてほしいよ」「こんなふうにしてほしい」などが普段から言える地域づくりができれば、災害に強いまちとなるでしょう。

◆震災いじめ

昨年、東日本大震災関連の避難者である生徒が、金品を要求されたり暴言を吐かれるなどのいじめを受けていたことが報道されました。「支援金があるはずだ。持ってこい」「放射能汚染してるから病気ですぐ死ぬ」「ばい菌」など聞くに堪えない言葉を浴びせられたのです。間違った情報や思い込み、言葉の暴力などは、残念ながら大人の世界でも存在していて、大人の認識が子どもにまで影響しているところです。

避難者の中には、子どもへの影響や、今後の地域生活への不安から「避難してきたことを言わない」「出身地を隠す」というかたも出てきています。安心して住むことができる、他者を排除しない地域や学校を目指すことが求められます。

◎地域で暮らしていく上で大切なこと

災害は多様であり、私たち誰もが経験するかもしれません。過去にも大きな災害を経験している人たちが、その経験から見えてきた課題や教訓を伝えてくれています。自分自身は普段の生活で生きにくさがないか、災害時には何に困るのかを見直してみましょう。自分自身のことがわかれれば隣の人にも思いをはせることができます。そうすれば、地域に生きる一人一人が何をすべきか、何ができるのかが見えてくるように思います。

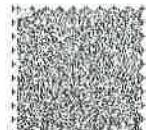
「ここに住んでよかった」と言える地域をつくっていきましょう。



問合せ先

とっとり震災支援連絡協議会

〒680-0051 鳥取市若桜町31 カナイビル1F
TEL 0857-22-7877



鳥取らくだカンファレンス 1st ファースト



～障がいは自分の中にあるんじゃない。ひとりひとりにできること～

鳥取県の委託事業「県民企画による人権啓発活動」として、9月23日、倉吉市内において「鳥取らくだカンファレンス 1st」が開催されました。

・合理的配慮ってなんだろう

前半は兵庫教育大学大学院で発達障がい、学習障がいに関する研究を進めておられる小川修史准教授が登壇。講演では「合理的配慮とは何か」を軸にお話しされ、「人は困るからこそ成長できるけれど、その中に人が成長できる困りと、成長を阻害する困りがある」と伝えられました。周囲の人が全て手助けしてしまう「余計なお世話」とならないよう、当事者が本当に困っている部分を引き出して共に考えること、そしてその人と話し合い、同じ目線で解決策を考えることこそが「合理的配慮」であると話されました。



↑ 「あなたも困ってみませんか？①」スライドに映し出されたメッセージはなんでしょうか。答えは下にあります。

・学校での合理的配慮

後半は高校生の松谷知直さんによる講演「高校生が語る学校における合理的配慮と大人への提言」でした。高校で様々な配慮を受けられている松谷さんは、何がどう変わったか、当事者には何が必要か、などを前半の小川さんの話しなぞらえてお話しさされました。その後の小川さんとの対談では、その内容をより具体的に話され、「何が適切な配慮であるか、いろいろ試してみることが重要」と話されました。



↑ 「あなたも困ってみませんか？②」この海のイラスト、実はもう一つのイラストが…？

学校での合理的配慮の例

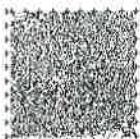
- プリントやテストの文字の拡大
- 文字フォントの変更（例：明朝体→ゴシック体）
- 自家用パソコンでの板書の許可
- 電子教科書の許可
- 色眼鏡（色彩を抑える眼鏡）の使用 等

「あなたも困ってみませんか？」答え

- ①中央に「LIFE」の文字が隠れています。
- ②雲が髪、崖が輪郭で表された「女性の顔」が隠れています。



↑ 高校生の松谷知直さん（左）と小川修史さん（右）の対談。学校での合理的配慮について語りました。



読者のページ

読者の方からいただいたご質問にお答えするコーナーです。



「子ども食堂」は、素晴らしい取組だと思います。
米子市（鳥取市以外）には「子ども食堂」の取組はないのでしょうか。

A

子ども食堂とは、無料もしくは安価で食事や団らんの場所を提供する活動です。前27号では鳥取県東部でご活躍中の子ども食堂を4つご紹介しましたが、今回は米子市の子ども食堂をご紹介します。

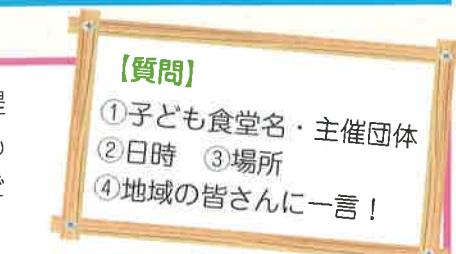
①子ども食堂「ネバーランド」

辻聰&洋江・ボランティアの皆様

②毎月18日 17:00～20:00

③天理教米城分教会（米子市角盤町1丁目51番地）

④ネバーランドは一品一品手をかけて美味しいごちそうを準備して子ども達を待っています。宿題したりビデオを見たり、時には誰かの出し物もあったりします。子どもがこどもらしくなれるように様々に工夫をしています。また、若いお兄さん、お姉さんとの触れ合いもあり大きな家族になったようなそんな居場所です。どなたでもお越し下さい。



①カントリーキッチン「こだま」

西部地区に子供食堂の輪を広げる会

②毎月第2日曜日 11:00～14:00

③住吉小学校区「喫茶ロコ」

④「日曜日にも給食があったらしいよね」という子供達のためにおばあちゃんが手造りのお弁当を用意しました。

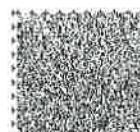
将来、海外に羽ばたく子供達の夢が育つようゲームも楽しんでいます。（トランプ式英単語、各國の国旗、歌、折り紙、紙芝居等）



問合せ先

米子市福祉政策課企画係

TEL 0859-23-5537 FAX 0859-23-5390



人権トピックス

12月4日～10日は人権週間です！

1948（昭和23）年12月10日、国際連合総会で世界人権宣言が採択されたことを記念し、日本では翌年から、12月4日から10日の1週間を「人権週間」と定めました。この期間中に、市町村等でも様々な啓発活動が行われます。



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん 人KENまもる君

人権啓発ラジオ「輝け未来」

毎月第2・第4水曜日 午後2時20分～（約7分間）
放送局：エフエム山陰（鳥取78.8MHz、松江77.4MHz）

鳥取県内を中心に、様々な人権分野で活動されているかたの声をお届けする番組を放送しています。放送した内容は、エフエム山陰ホームページにて公開しております。人権局ホームページにもリンクを貼っていますので、聞き逃したかた、どうぞお聞きください。



性的マイノリティ研修会の開催

LGBTってなんだろう？
～互いの違いを受け入れあえる
社会を目指して～

講師
団体

特定非営利
活動法人

ReBit（リビット）

中部会場

12月5日（火）
倉吉交流プラザ
視聴覚ホール
13:30～15:30

東部会場

12月6日（水）
とりぎん文化会館
第一会議室
13:30～15:30

● 講師団体紹介 ●
2009年12月に早稲田大学公認学生団体として発足し、2014年3月にNPO法人化されました。大学生や20代の若者約400名で活動しており、LGBTを切り口とした出張授業や研修、LGBTに関するイベント運営、LGBTのキャリア育成の3つの事業を行っています。



ReBitのみなさん

企業・市町村 トップセミナーの開催

【演題】部落差別解消法制定の背景と
今後の取組について
【講師】谷元昭信さん（元部落解放同盟書記次長）

東部会場

1月25日（木）
とりぎん文化会館
小ホール

時間

両会場とも午後1時30分から午後4時まで
(開場午後1時)

西部会場

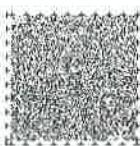
1月26日（金）
米子コンベンション
センター 小ホール

<講師紹介>

岡山県北部に生まれ、大阪市立大学法学部に入学と同時に部落解放運動に参画する。その後、部落解放研究所、部落解放同盟などで、様々な同和問題に関する取組を進めています。

アンケートにご協力ください

今後の本誌作成の参考とさせていただくため、本誌に関する御意見・御感想をお寄せください。



発行

県庁総務部人権局 人権・同和対策課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

TEL 0857-26-7592 FAX 0857-26-8138

E-mail : jinken@pref.tottori.lg.jp <http://www.pref.tottori.lg.jp/jinken/>

